

令和5年度第1回羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議 会議録

- 1 日 時 令和6年1月26日（金曜日）午前10時～11時
- 2 場 所 羽村市役所東庁舎4階 特別会議室
- 3 出席者 進邦徹夫、佐久間英明、鳥居夕子、橋之口律子、神田順恵、石川千寿、中土善雄、小作裕徳、羽村滋彦、指田篤史、矢部要、加藤大亮、並木勲、杉田江梨、石黒奈保美
- 4 欠席者 諸井涼恵、片桐恒、池永昭美、杉本伸幸
- 5 議 題 協議事項
(1)第六次羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画（案）に対する意見
- 6 傍聴者 0人
- 7 配布資料 ・次第
・第六次羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画（案）【事前配布】

8 会議の内容

(事務局) 定刻となりましたので、令和5年度第1回羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議を開催いたします。

本日はお忙しい中、推進会議にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私は、本日、司会進行を務めさせていただきます、防災安全課長の小林です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

初めに、推進員及び職員の紹介でございます。今年度、初めての推進会議となりますので、自己紹介をお願いしたいと思います。

【推進員の自己紹介】

次に、事務局を紹介させていただきます。

【事務局職員の紹介】

(事務局) 続いて、次第3、座長及び副座長の選出に移ります。座長の選出につきましては、羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議要綱で、推進会議に座長及び副座長を置くとあり、座長は、推進員の互選により定め、推進会議を代表し、会務を総理するとあります。つきましては、推進会議の座長の選出を行いたいと思いますが、どなたか御発言などございますか。

(推進員) 前回の推進会議で、座長を務めていただいた、並木推進員がよいと思います。

(事務局) ただいま、並木推進員に座長をお願いしたいと、御発言がございましたが、皆様、いかがでしょうか。

【異議なし】

(事務局) それでは、並木推進員に座長をお願いいたします。並木座長から御挨拶をお願いします。

(座長) ただいま座長に、推薦されました並木です。よろしくお願いいたします。

推進員の皆さんから多くの意見を頂ければと思います。御協力をお願いします。

(事務局) 続きまして、副座長の選出についてですが、要綱の定めで、副座長については、座長を補佐し、座長に事故などがあつたときは、その職務を代理するとあり、推進員の互選により定めることとなっております。

つきましては、推進会議の副座長の選出を行いたいのですが、どなたか御発言などございますか。

(座長) 羽村市町内会連合会副会長の佐久間さんが推進員におられますので、是非、副座長をお願いしたいと思います。

(事務局) ただいま並木座長から、佐久間推進員に副座長をお願いしたいと、御発言がございました。皆様、いかがでしょうか。

【異議なし】

(事務局) それでは、羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議の副座長を佐久間推進員をお願いしたいと思います。佐久間推進員よろしくお願いいたします。

それでは、佐久間副座長から、御挨拶をいただきたいと思います。

(副座長) 御推挙をいただきまして、副座長を務めさせていただきます。

防犯、交通安全、火災予防については、町内会連合会でもいろいろ取組んでおり、各町内会の意見を吸い上げて、羽村市を住みやすいまちにしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(事務局) 続いて、次第4、協議事項に移りたいと思います。ここからは、並木座長に進行をお願いいたします。

(座長) 羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議傍聴に関する定め第2条により、傍聴人の定員は5名以内としておりますが、本日は、傍聴の希望はありませんでした。

続いて、協議事項(1)の第六次羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画(案)に対する意見について、事務局より説明をお願いします。なお、説明と質疑は、章ごとに分けて行いたいと思います。まず、第1章と第2章の説明をお願いします。

(事務局) 本推進会議の会議録につきましては、事務局で要点記述としたものを作成し、座長の確認のあと市公式ページ等で公開いたしますのでご了承ください。

それでは、第六次羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画(案)について、御説明いたします。

本計画につきましては、現行の計画である、第五次羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進計画と同様に五つの章で構成しています。

まず、1ページの第1章、計画の基本的事項をご覧ください。1として「計画策定の趣旨」、2は「計画の対象範囲と計画の位置付け」、3ページの3は「計画期間」、4は「市、市民、事業者、土地等管理者の責務」、4ページの5は「羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議の設置」としております。こちらにつきましては、文言整理などをしてはいますが、第五次推進計画を踏襲しております。その中で、3の「計画期間」につきましては、第五次推進計画において、3年間としていましたが、市が策定している各計画との整合を図るため、今回の第六次推進計画につきましては、5年間といたしました。

続きまして5ページの第2章をご覧ください。1の「目標」につきましては、第五次推進計画と同様に、「誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現」といたしました。6ページの2「基本方針」は3項目から構成しています。

次に、7ページの3の施策ですが、「基本方針1 市民一人一人の生活安全に関する意識の高揚」の施策として、「施策1 生活安全に関する意識向上に向けた啓発」、「施策2 生活安全に関する教育の推進」を位置づけました。「基本方針2 地域における生活安全に関する取り組み推進」の施策として、「施策3 地域におけるパトロール実施」、「施策4 児童生徒等に対する安全対策」を、1ページめくっていただきまして、「基本方針3 総合的な生活安全に関する施策の推進」の施策として、「施策5 生活安全確保のための環境整備等」、「施策6 生活安全に関する情報提供等」、「施策7 被害者支援等」を位置づけております。これらにつきましても第五次推進計画と同様の構成としております。

以上、簡単ですが、第1章、第2章の説明とさせていただきます。

(座長) 第1章 計画の基本事項と、第2章 計画の目標及び基本方針について、何か御意見ございますか。

(推進員) 1ページ目の5行目の、「市と市民、事業者が横断的な視点」との記載がありますが、横断的な視点というのは、どういう意味なのでしょう。

(事務局) 横断的な視点とは、共通認識を持って取組むということです。

(推進員) 「横断的な視点」という表現はあまり使わないと思います。

(事務局) 表現につきましては、事務局で検討させていただきます。

(座長) 6ページの基本方針の1番の市民一人一人の表記ですが、前回計画では、「一人ひとり」と漢字と平仮名組み合わせ表記になっていましたが、これは他の計画がこういう表記で統一されているのでしょうか。

(事務局) 「一人一人」という表記ですが、いろいろと調べて見ますと、公用文書としては、繰り返しで使う場合は漢字のみの表記とするのが正しいということがありましたので、今回の計画から漢字の表記といたしました。

(座長) 他に御意見ありますか。無いようですので、続いて、第3章の防犯対策の説明をお願いします。

(事務局) それでは第3章の防犯対策につきまして御説明いたします。9ページを御覧ください。まず1「施策の体系」ということで、基本方針、施策、主要事業を体系図として、分かり易いようにまとめました。

続きまして、11ページからは、2として、「羽村市における犯罪の発生状況と防止に関する現状と課題」ということで、各犯罪の認知件数の推移を15ページまで記載しております。こちらの件数は過去10年間の件数を掲載しました。「①刑法犯認知件数の推移」につきまして、平成25年から令和4年の件数は、減少傾向にあります。次に、「②刑法犯罪種別認知件数の推移」につきましても、同様に減少傾向にあります。その中でも窃盗犯の認知ケースが多い状況となっております。12ページに窃盗犯を分類した「③侵入・非侵入窃盗犯認知件数の推移」につきましては、減少傾向ではありますけれども、近年は、ほぼ横ばいの状況になっています。13ページは、「④侵入窃盗罪種別認知件数の推移」になりますが、直近の令和4年を見ますと出店荒らしが3件となっております。14ページ、「⑤非侵入窃盗罪種別認知件数の推移」になりますが、自転車盗の件数が多くなっております。これは、駅前や共同住宅の自転車駐車場から盗難にあう件数が多くなっておられるとのことであり、下のグラフにありますとおり、人口千人当たり自転車盗認知件数につきましては、近隣の市町村と比べて、羽村市が2.37件と高い状況となっております。15ページの「⑥特殊詐欺認知件数及び被害金額の推移」ですが、近年、減少傾向にありましたが、令和4年は増加し、被害件数5件、被害金額約1,600万円となっております。

次に、16ページには、「(2) 犯罪防止に関する現状と課題」を記載しています。

続きまして17ページ、3「施策の展開」といたしまして、施策1につきましては、①から⑦までの七つの主要事業を、施策2は、①から③までの三つの主要事業を、施策3は、①から⑤までの五つの主要事業を、施策4は、①から⑧までの八つの主要事業を、施策5は、①から⑥までの六つの主要事業を、施策6は、①から③までの三つの主要事業を、施策7は①と②の二つの主要事業を位置づけております。

次に、23、24ページには、「(8) 市民の取組」、「(9) 事業者の取組」、「(10) 土地等管理者の取組」を記載してあります。こちらは、第五次推進計画に掲げた取組を基本とし、文言整理をしております。第3章の説明は以上です。

(座長) それでは、第3章、防犯対策について何か御意見ございますか。

(推進員) 15ページの特殊詐欺についてのグラフですが、令和2年から令和3年が、件数及び被害金額ともに大幅に下がっている原因は何でしょうか。

(事務局) 特殊詐欺に対する取組みとして、まず、市内在住の65歳以上の世帯に自動通話録音機の貸出を行っています。また、年金支給日に市内金融機関において、福

生警察署管内防犯協会羽村支部の皆様と啓発キャンペーンを実施しており、その効果によるものと思います。しかし、令和4年は増加していますので、引き続き対策を行っていききたいと思います。

(推進員) やはり、一番の対策は、録音するというのでしょうか。自動通話録音機の貸し出しを始めてから、減ってきたのではないかと思います。

(事務局) 不審な電話についての対策としては、警察の方からよく言われることなんです。不審な電話にはでない。また、留守番電話機能を活用したり、ナンバーディスプレイを活用して、知らない電話には、折り返し電話をしないことが、特殊詐欺対策として有効だと思います。

(推進員) 自転車盗が、羽村市は多いのですが、その対策として、二重ロックに務めますってことです。実際、自転車駐輪場を見ると、鍵をかけてない自転車が多い。また、スーパーなどの有料の駐輪場でも鍵をかけない人が多い。まず、自転車に鍵をかけるということが、先ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局) 自転車盗対策につきましては、福生警察署管内防犯協会羽村支部の皆様と、駅周辺の自転車駐輪場において、施錠していない自転車に注意を促す札を貼る活動をしております。また、令和4年度と令和5年度に羽村高等学校の美術部の生徒の皆様にご協力いただき、鍵をかけましょうという立て看板を作っていたものを設置いたしました。そういった啓発活動を引き続き行っていききたいと思います。

(推進員) 22ページの施策6の「③市民や関係機関への情報提供」ということで、保育園、幼稚園、学童クラブ、小中学校主管課、パトロールセンターはむらと書いてありますが、その先、例えば児童館や放課後子ども教室のほうに連絡がいく形になってるのかどうか確認させていただきたいと思います。

(事務局) 情報提供についてですが、主に警視庁から不審者情報が出たときは、防災安全課から教育委員会、保育園などの担当課、市民パトロールセンターはむらに情報提供をしています。その先につきましては、各担当課の判断になると思いますが、各幼稚園、保育園、小・中学校、学童クラブなどの施設に伝えていると思います。

(推進員) わかりました。こちらの方でも連携の取り方など確認をしたいと思います。例として、以前、台風とかで学校が休校した際に、指導員の方には連絡が入らなかったこともあったので、担当課に確認をしたいと思います。

(座長) 他に意見ございますか。それでは次に、第4章、交通安全対策について説明をお願いします。

(事務局) それでは25ページをご覧ください。第4章、交通安全対策になります。こちらにつきましても、まず1「施策の体系」として、体系図を記載しております。次に27ページの2「羽村市における交通事故の発生状況と防止に関する現状と課題」といたしまして、「(1) 交通事故の発生状況」について10年間の推移を掲載しております。「①交通事故発生件数及び死傷者数の推移」につきましては、近年

は減少傾向でしたが、令和4年につきましては、若干増加に転じております。

次に28ページの「②年齢層別交通事故死傷者数の推移」につきましては、こちらも減少傾向にあります。その中で、65歳以上の高齢者の方の事故が多く、次に40歳代となっております。29ページの「③状態別交通事故死傷者数の推移」をご覧ください。こちらは自動車と自転車乗車中の死傷者が前年から増加しています。30ページの「④年齢層別自転車乗車中死傷者数の推移」については、65歳以上の高齢者の件数が一番多くなっております。

続きまして、31ページは「(2) 交通事故防止に関する現状と課題」について記載しています。

次に、32ページからは、3「施策の展開」といたしまして、施策1につきましては、①から⑩までの十の主要事業を、施策2は、①から⑥までの六つの主要事業を、施策3は、①から⑤までの五つの主要事業を、施策4は、①から③までの三つの主要事業を、施策5は、①から⑩までの十の主要事業を、施策6は、①と②の二つの主要事業を、施策7は①から③三つの主要事業を位置づけております。

次に、39、40ページには、「(8) 市民の取組」と「(9) 事業者の取組」を記載しています。第4章の説明は、以上です。

(座長) それでは、第4章、交通安全対策について何か御意見ございますか。

(推進員) 38ページに自転車ヘルメットの着用促進ということで、現在18歳以下と65歳以上の方にヘルメット購入費の助成をしていますが、購入者の数が増えているのでしょうか。

(事務局) 今年度の7月から、18歳以下と65歳以上の高齢者の方に、自転車用ヘルメット1個につき2,000円を限度として補助しております。申請件数としては昨日時点で約500件の申請がありまして、自転車用ヘルメット着用の促進が図られていると捉えております。

(座長) 他に御意見ございますか。

(推進員) 37ページの⑨の関連で、民家の薔薇の枝が、子供の目の高さあたりに道路にはみ出していたので、市に連絡したら、その家の方に連絡して対処したんですけど、基本的にそういう場合の管理はどうなるのでしょうか。

(事務局) 樹木自体が民間のものになりますので、道路管理者である土木課に該当箇所の住所などについて、ご連絡いただければ担当職員がその方に連絡を取り、対応をいただいています。また、「⑨小枝切り・標識点検」につきましては、毎年7月頃に交通安全推進委員会におきまして、交通標識やカーブミラーを覆っている小枝等を剪定していますが、その際につきましても、あくまで民家の樹木については、確認を取ってから切ってくださいと話しております。

(推進員) 高齢者の中には、交通ルールをあまり理解していない人がいまして、一時停止をしないで捕まり、立川の裁判所から呼び出しがあったという話を聞いたことが

あるのですが、その辺は市として把握をしていますか。

(事務局) 高齢者の事故の原因として多いのは、交通ルールを守らないことによる事故が多いと聞いております。現在、自転車の交通ルール違反については、赤切符が切られますが、今後、道路交通法が改正され、青切符も導入されると聞いております。高齢者に特化したということではないのですが、春・秋の全国交通安全運動期間の前に交通安全講習会の開催をしたり、広報はむらや市公式サイトにおいて啓発をしております。他の自治体では高齢者に特化した講習会等を実施している自治体もございますので、その辺は今後研究させていただきたいと考えております。

(座長) 他に意見ございますか。それでは、次に第5章、火災予防対策についての説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、41ページをご覧ください。第5章、火災予防対策になります。

こちらにつきましても、まず1「施策の体系」として、体系図を記載しております。

次に、43ページ、2「羽村市における火災の発生状況と防止に関する現状と課題」の「①火災の発生件数の推移」につきまして、近年は、令和3年が23件と多かったのですが、それ以外は、ほぼ十数件台で横ばい状態になっています。次に、「②火災の原因別件数の推移」につきましては、一番多いのが放火等で、次に多いのが電気関係の火災が多くなっています。次に、44ページは、「(2) 火災予防に関する現状と課題」、45ページは、3「施策の展開」といたしまして、施策1につきましては、①から⑤までの五つの主要事業を、施策2は、①から③までの三つの主要事業を、施策3は、①から④までの四つの主要事業を、施策4は、①の一つの主要事業を、施策5は、①から⑩までの十の主要事業を、施策6は、①と②の二つの主要事業を、施策7は①から④までの四つの主要事業を位置づけております。

次に、50、51ページには、「(8) 市民の取組」、「(9) 事業者の取組」、「(10) 土地等管理者の取組」を記載しています。第5章の説明は、以上です。

(座長) それでは、第5章、火災予防対策について、何か御意見ございますか。

(推進員) 以前、熊本県に行った際に、一番の被害を受けた益城町では、情報伝達手段としてLINEだけが有効に働いたと伺いましたが、市ではどうなっていますか。

(事務局) 羽村市におきましても、今年度から、LINEによる市民に対する情報発信を導入することになっております。当然、防災関係につきましても、広く市民に伝えていきたいと考えております。内容としては、防災関係では、LINEを介して市の防災関係の公式サイトに案内するなど、まだ手始めとしてはその程度ですが、今後、災害時に有効に情報発信ができるよう、徐々に充実に努めていきたいと考えております。

(推進員) 災害時における宿泊施設の提供は、どのようになるのでしょうか。

(事務局) 主に火災などによって、自宅に住むことができなくなってしまった場合、市

内の三つのビジネスホテルと協定を締結しており、受け入れていただくことになっております。ただ、年間を通して部屋の確保はしておりませんので、その時点で空室があるホテルにお願いして、市民の一時的な生活の場所を確保していくという体制を取っております。

(推進員) 避難訓練は、子供達は学校で教育を受けたり、9月に防災訓練の練習をしたりとかで、具体的には自分がいざというときどこに行けばいいのかは、大体の方は分かっているとは思いますが、また、防災訓練のときは、事前に鍵を持っているので、直ぐに避難所を開けることができますが、いざというときは、学校の先生方は地元ではない人が多いので、学校に避難するときどういう形になるのか。各町内会の方たちが開けたり、誘導したりという体制になるかと思うのですが、具体的にはどのようになりますか。

(事務局) 災害が発生した場合に、小中学校などに避難所を開設する際は、まず、自主防災組織の方にご連絡させていただきまして、市職員と一緒に開設の準備をしていただき、準備が整った段階で市民の皆様へ避難所を開設したことを周知することになっております。

その前に各町内会の方などで、一時避難場所を設けていると思いますので、その一時避難場所に行ってから、小中学校の避難場所に避難をしていただくということになると思います。その際には校庭等で待機していただいて、避難所を開設しましたら避難をしていただくという流れになるかと思えます。

(座長) 他に御意見ございますか。御意見がないようですので、次回の会議の日程について、事務局から説明をお願いします。

【事務局から日程について説明】

(座長) 推進員の皆様におかれましては円滑な会議の進行に御協力いただきましてありがとうございました。これで会議の進行を事務局にお返しします。

(事務局) 並木座長、大変ありがとうございました。

本日いただいた御意見を踏まえ、事務局で再度計画(案)を精査いたしまして、修正していきたく思っております。また皆様からも何かお気づきの点がございましたら、事務局まで御連絡をいただきたいと思います。次回は、修正した計画(案)について、皆様から御意見をいただきたいと思いますと考えております。

今後の予定としては、2月7日の会議終了後、一般市民の方から、意見を求めるパブリックコメントを1ヵ月間実施した後に、最終的に計画としてまとめていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして令和5年度第1回羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議を終了させていただきます。皆様、大変御多用の中、御出席いただきまして大変ありがとうございました。